

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	二宮町 国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

二宮町は、国民年金に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

二宮町長

公表日

令和4年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	二宮町は、国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 適用業務 国民年金法に基づき、国民年金被保険者（第1号被保険者のみ）資格の取得・喪失、付加保険料納付申出・辞退及び氏名・住所等の変更の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。 2. 免除業務 （1）国民年金法に基づき、国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例申請の受付を行い、日本年金機構に報告する。また、審査に必要な情報を日本年金機構に報告する。 （2）国民年金法に基づき、国民年金保険料の免除勧奨及び継続免除審査に必要な情報を日本年金機構に提供する。 3. 給付業務 （1）国民年金法に基づき、年金である給付及び一時金の支給の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。 （2）国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給に必要な情報を日本年金機構に報告する。 （3）年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、年金生活者支援給付金の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。また、支給に必要な情報を日本年金機構に報告する。
③システムの名称	国民年金システム 統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金被保険者台帳ファイル 年金受給被保険者台帳ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）第9条第1項、別表第一 第31の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号）第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉保険課
②所属長の役職名	福祉保険課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	二宮町役場 健康福祉部 福祉保険課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	二宮町役場 健康福祉部 福祉保険課

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月28日	評価実施機関における担当部署	① 健康福祉部 保険医療課 ② 中館 恵利子	① 健康福祉部 福祉保険課 ② 黒石 俊彦	事後	
平成28年7月28日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	二宮町役場 健康福祉部 保険医療課	二宮町役場 健康福祉部 福祉保険課	事後	
平成28年7月28日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	二宮町役場 健康福祉部 保険医療課	二宮町役場 健康福祉部 福祉保険課	事後	
平成29年7月31日	Ⅱの1の時点	平成27年7月1日時点	平成29年7月10日時点	事後	その他の項目の変更であり 事前提出が義務付けられない
平成29年7月31日	Ⅱの2の時点	平成27年7月1日時点	平成29年7月10日時点	事後	その他の項目の変更であり 事前提出が義務付けられない
令和1年6月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	② 黒石 俊彦	② 福祉保険課長	事後	
令和1年6月29日	Ⅳ リスク対策		追加	事後	
令和1年6月29日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民年金システム	国民年金システム 統合宛名システム	事後	
令和1年6月29日	2. 特定個人情報ファイル名	(1)国民年金情報ファイル	国民年金被保険者台帳ファイル 年金受給被保険者台帳ファイル 宛名情報ファイル	事後	
令和1年6月29日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の31、95の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ※別表第一の31、95の項に対応する別表第一省令は、法律の施行準備を踏まえ、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表第一 第31の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第5号) 第24条の2	事後	
令和1年6月29日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	1万以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和4年3月11日	Ⅱの1の時点	平成29年7月10日時点	令和4年3月11日時点	事後	
令和4年3月11日	Ⅱの2の時点	平成29年7月10日時点	令和4年3月11日時点	事後	